

■ 第2編 海岸保全施設の整備に関する事項

第1編で示した海岸の保全に関する基本的な事項に基づき、地区ごとに整備に関する基本計画を示す。各地区においては、現時点での海岸の現況特性、地元住民の意向や現地の実態に即した基本的な実施内容及び実施箇所を示している。そのため、今後の地元住民との調整、背後や水域利用の状況等の変化に応じて、適切な整備を推進していく。

また、既に整備が終わっている箇所を含め、今後、新たに整備が必要となる場合も予想され、部分的な変更が生じることも考えられるので、今後の状況の変化に応じて見直しを行うなど、適切な措置を行っていく。

1. 計画の対象範囲

(1) 現在の海岸保全区域

- ①「東京港海岸保全施設整備計画」における整備箇所
- ②上記以外の海岸保全区域

(2) 今後整備が必要になると見込まれる区域

高潮による浸水被害が想定される区域や、国土保全の観点から、既設護岸の老朽化が進んでいる区域のうち、背後に住宅や事業所等が存在する区域

※ただし、港湾の物流機能を阻害しないよう、水域利用の行われている港湾計画上の「ふ頭用地」「港湾関連用地」として指定されている区域は、水際利用がされているため、原則としては除く。

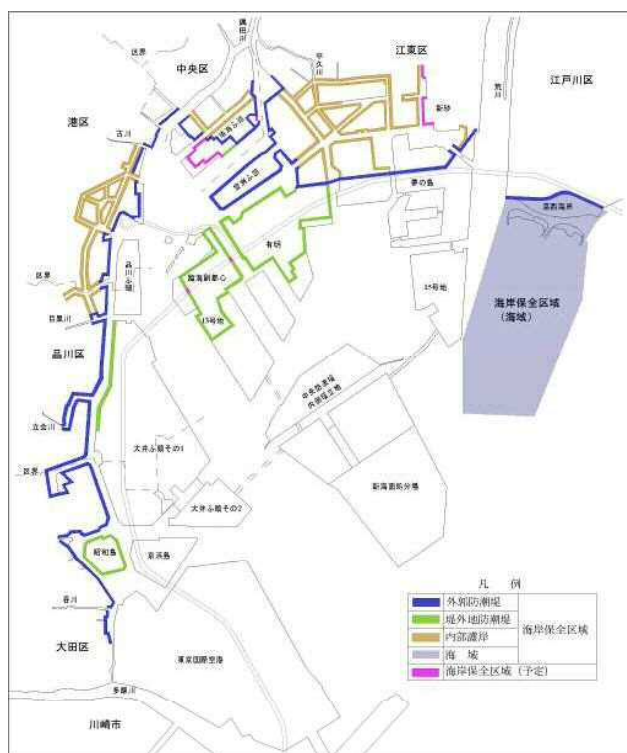


図 1-1 整備の対象範囲